

一般競争入札の実施について (総合評価落札方式)

一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第19条の規定により公告します。

なお、岐阜市一般競争入札等実施要綱（平成11年3月30日決裁）第6条、岐阜市建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年3月31日決裁）第5条及び岐阜市事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札として実施します。

令和6年12月4日

岐阜市長 柴 橋 正 直

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 工 事 (件) 名 | 岐阜産業会館解体工事 |
| (2) 目 的 場 所 | 岐阜市六条南2丁目11番1号 |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和8年12月14日 |
| (4) 契 約 の 種 類 | 請負契約 |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) 工 事 着 手 日 | 令和7年4月7日 |
| (7) 週休2日制モデル工事 | 適用する（現場閉所） |
| (8) 前 払 金 の 有 無 | 有 |
| (9) 低入札調査基準価格 | 岐阜市低入札価格調査要綱（平成15年3月27日決裁）の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事 |
| (10) 電 子 契 約 | 可 |
| (11) 概 要 | 解体工事 一式 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できるのは、次の条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、岐阜市から共同企業体として資格認定を受けた者とする。

- (1) 共同企業体の各構成員に関する事項

- ① 岐阜市契約規則第18条第1項及び岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）の規定による岐阜市競争入札参加資格審査を公告の日から1月前までに受けた者で、かつ、申請書受付期間の最終日から契約締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- ② 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）第2条第1項の規定に基づく資格停止を申請書受付期間の最終日から契約締結日までの間に受けていないこと。
- ③ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

（ア） 親会社と子会社の関係にある場合

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）については、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は再生手続が係属中の会社である場合を除く。

（ア） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ） 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑤ 次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 共同企業体に関する事項

- ① 共同企業体の構成員数は2者又は3者とし、③に規定する代表構成員として

の要件と④に規定する第2構成員及び第3構成員としての要件をそれぞれ満たす者による任意の組合せとする。

- ② 各構成員の出資比率は次のとおりとし、代表構成員の出資比率が最大であること。

ア 構成員数が2者の場合

代表構成員が70%以下、第2構成員が30%以上とする。

イ 構成員数が3者の場合

代表構成員が60%以下、第2構成員及び第3構成員がそれぞれ20%以上とする。

- ③ 代表構成員は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 市発注の工事の建設業法（昭和24年法律第100号）で定める解体工事（以下「解体工事」という。）に係る岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の過去2年度（令和4年度及び令和5年度）の平均点が65点以上であること。過去1年度しか受注実績のない場合は、当該年度の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去2年度に遡って受注実績のない場合は、65点とみなす。

イ 岐阜市内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし(1)の①の岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。

ウ 建設業法で定める解体工事業に係る同法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。ただし(1)の①の岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されている本店、支店又は営業所において該当業種の許可を受けていること。

エ 最新の経営事項審査結果通知書において、解体工事の総合評定値及び岐阜市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成16年5月19日決裁）に基づく令和6年度主観点数の合計が1,000点以上であること。

オ 平成26年度以降に、民間又は官公庁等発注の単独企業又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る国内における解体で延べ面積が8,000㎡以上（同一敷地内合算可）の元請施工実績（ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成及び引渡しの済んだ工事とする。）を有すること。

カ 現場代理人及び次の条件を全て満たす監理技術者を本工事に配置できること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置できること。なお、現場代理人は、

監理技術者を兼ねることができる。

(ア) 解体工事に係る監理技術者としての資格（一級建築施工管理技士）を有すること。なお、平成27年度までの合格者について、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していること。

(イ) 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

④ 第2構成員及び第3構成員は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 市発注の工事の解体工事に係る岐阜市建設工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の過去2年度（令和4年度及び令和5年度）の平均点が65点以上であること。過去1年度しか受注実績のない場合は、当該年度の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去2年度に遡って受注実績のない場合は、65点とみなす。

イ 岐阜市内に本店を有すること。ただし(1)の①の岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。

ウ 解体工事業に係る建設業法第3条第1項第1号の規定による一般建設業の許可又は同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。ただし(1)の①の岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されている本店において該当業種の許可を受けていること。

エ 最新の経営事項審査結果通知書において、解体工事の総合評定値及び岐阜市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領に基づく令和6年度主観点数の合計が640点以上であること。

オ 次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に配置できること。また、建設業法施行令第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置できること。

(ア) 解体工事に係る監理技術者（一級建築施工管理技士）又は主任技術者（一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士（建築又は躯体））としての資格を有する者であること。なお、平成27年度までの合格者について、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していること。

(イ) 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

3 日程

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書及び特定建設工事共同企業体構成員表の提出期間
令和6年12月4日（水）から令和6年12月26日（木）まで

(2) 質問書の提出期間

令和6年12月4日（水）から令和6年12月26日（木）まで

(3) 質疑回答期限

令和7年1月7日（火）

(4) 電子入札システムの応札期間

令和7年1月9日（木）午前9時から令和7年1月10日（金）午後4時まで

(5) 一般競争入札の開札

令和7年1月14日（火）午前9時

- (6) 入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより代表構成員が提出すること。入札可能なＩＣカードは、共同企業体の代表構成員のＩＣカードとする。また、共同企業体の応札に当たっては、共同企業体の構成員から代表構成員に対し入札及び見積りに関する権限を委任した旨の委任状の提出を求める。

ただし、岐阜市電子入札運用基準（平成16年11月15日決裁）の「１ 紙入札承諾の基準」により、発注者が認めた場合は、入札書を書面で提出することができる。

4 落札者決定の方法

本工事の入札は、岐阜市建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき、総合評価落札方式により行う。

5 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添「岐阜産業会館解体工事に係る技術提案書の提出依頼について」による。

6 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認申請書及び特定建設工事共同企業体構成員表は、次の要領で電子入札システムを用いて提出すること。ただし、電子入札システムにより提出することが難しい者は、発注者が認めた場合に限り、郵送又は持参による提出を認める。郵送又は持参による提出を認められた者は、(1)の期間内に(3)の提出書類を添えて岐阜市役所行政部契約課に提出すること。

- (1) 申請書受付期間 令和6年12月4日（水）から令和6年12月26日（木）まで
（電子入札運用時間に限る。）

ただし、申請書受付期間最終日にあつては、午後4時までとする。

- (2) 申請書提出に先立って特定建設工事共同企業体協定書を締結すること。

- (3) 誓約書、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状は、次の要領で郵送又は持参により提出すること。

- ① 受付期間 令和6年12月4日(水)から令和6年12月26日(木)まで
ただし、岐阜市の休日を定める条例(平成元年岐阜市条例第45号)に規定する本市の休日を除く。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
ただし、申請書受付期間最終日にあつては、午後4時までとする。
- ③ 提出場所 岐阜市役所行政部契約課審査係
〒500-8701 岐阜市司町40番地1
TEL058-214-2951

7 その他

- (1) 岐阜市低入札価格調査要綱第11条第1項に規定する低入札価格調査が行われた者が契約の相手方となった場合に追加する専任の配置技術者は、代表構成員が配置すること。
- (2) 本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年岐阜市条例第8号)に規定する議会の議決に付すべき契約であり、落札決定後、仮契約を締結するものとする。仮契約は、議会の議決をもって本契約として効力を生ずるものとする。
- (3) 入札書等の提出については、次のとおりとする。
- ① 一般競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体構成員表、入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより代表構成員が提出すること。
- ② 設計図書等の資料を希望する者は、岐阜市役所行政部契約課まで申し出ること。
- (4) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札(見積)書類の提出等について」のとおりとする。
- (5) 特記の無い事項については「一般競争入札(事後審査型一般競争入札)の共通事項について」のとおりとする。
- (6) 電子契約を希望する場合は、入札参加資格確認申請書(技術資料)の提出時に、併せて「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。